

平成24年6月教育委員会会議の要旨

議 案

議案第1号『一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 改正の趣旨

以下に掲げる学校の再開に伴い、へき地学校の指定が必要であるため、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正しようとするもの。

（1）柳井市立平郡東小学校

平成15年度から休校となっていたが、平成24年度において新たに児童が入学することとなり、平成24年4月1日から再開された。

（2）萩市立相島中学校

平成20年度から休校となっていたが、平成24年度において新たに生徒が入学することとなり、平成24年4月1日から再開された。

2 改正の概要

へき地学校4級地に「柳井市立平郡東小学校」及び「萩市立相島中学校」を加える。

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

議案第2号『山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 改正の趣旨

県立美祢高校と県立青嶺高校を再編統合することに伴い、新高校を設置するため、山口県立高等学校等条例（昭和39年山口県条例第51号）の一部の改正を行うもの。

2 名称及び位置

名 称	位 置
山口県立美祢青嶺高等学校	美 祢 市

3 概 要

新高校では、両高校の歴史と伝統や教育活動を継承し、「生徒一人ひとりに対応した選択幅の広い教育による地域の期待に応える学校」を基本的な考え方とした学校づくりを目指す。

新高校の開校は平成25年4月を予定しており、今後、生徒募集や入学者選抜をはじめ、教職員人事、学校運営計画などの業務を進める必要があることから、本年11月1日に設置するものである。

4 施行期日

平成24年11月1日

◆『学校体育・スポーツ活動の充実について』

学校体育・スポーツ活動の充実について

1 学校体育の充実に向けて


学校体育の内容は体育授業、体育的な学校行事、運動部活動等、多岐にわたり様々な課題があるが、学校体育の充実に向けて、次の2点について議論をお願いしたい。

- (1) 小学校の体育授業
- (2) 中・高校の運動部活動

2 現状と課題

(1) 小学校の体育授業の充実に向けて

現状と課題

- 体育の専門教員が少ない。
 - 教員の高齢化が進んでいる。
 - 学校規模が小さく、教員も児童も少ない。
- 
- 子どもたちに、運動の楽しさを十分に伝えられない。
 - 技術、体力面から模範演技ができない、試技補助ができない。
 - 児童数が少ないと多様な運動体験が体得できない。

目的


全ての子どもに「運動の楽しさ」を味わわせ、「運動好き」にする。

主な取組

- 出前授業
- 小学校・中学校教員の人事交流
- 地域スポーツ人材の派遣
- 大学生等体育ボランティアの派遣
- 中学校部活動との連携
- 体育実技講習会の開催

(2) 中・高校の運動部活動の充実に向けて

□ 現状と課題

- 運動部顧問がその競技の専門的な指導力を持っているとは限らない。
 - 教員の高齢化が進んでいる。
 - 部員不足、指導者不足が生じている。
- 
- 生徒が求める競技専門性の高い技術指導ができない。
 - 部活動の統廃合等により生徒が入部したい部がない。
 - 部がない競技を実施する生徒への支援をどうするか。

□ 目的

運動部活動の「活性化」及び活動機会の確保

□ 主な取組

- 外部指導者登録制度
- 小・中・高連携部活動
- 合同運動部活動
- 地域との連携
- 外部指導者派遣事業

3 今後の方向性

(1) 継続的な取組

- それぞれの目的を果たすために、一定の成果を収めている現在の取組を継続する。

(2) 新たな人材確保に向けた取組

- 現在の取組を継続するとしても、県教委及び市町教委の直接的な支援には限界があり、学校を中心とした地域の新たな人材確保・活用に向けた取組が必要である。

(3) 総合的な調整等を行う支援体制の構築

- 支援を必要とする学校と地域の協力団体・個人とを繋げるとともに、実施に向けて総合的な調整を行う支援体制の構築が必要となる。

【 質 疑 】

質問) どのような方が運動部活動における外部指導者に登録され、どのような活動をしているのか。

回答) 外部指導者は剣道部や柔道部など運動部において年間十数回参加されている。その多くの方は、過去にその競技の経験がある保護者や地域の方である。学校と地域の関わりの中で協力いただいている。

質問) 体育の授業を行う教員を対象とした研修等など、体育の授業をどのような目的をもたせて行うかなど方針決定する場はあるのか。

回答) 県教育委員会及び市町教育委員会が主催の研修会を実施するとともに、教員の研究部会等も開催し、研修等での取組を各学校に持ち帰り、各学校の授業に反映させている。

質問) 中学校の体育において、武道が必修化となったが、現在の状況とそれに対する支援体制はどのようになっているか。

回答) 80%を超える学校が柔道を選択している。これは、これまでも選択制の授業により教員が柔道を教えていたことや、施設整備が関係しているものと思われる。また、柔道の必修化が決定してから、担当教員に対して定期的に研修を行うとともに、外部指導者の活用等により、授業を展開するようにしている。また、既に柔道の授業が行われている学校については、市町教育委員会と連携し、授業内容等を確認している。

【 意 見 】

○ 子どもたちが生涯を通して運動に親しむためには、小学校、中学校、高等学校と各発達段階における過程において、いかに運動をすることに親しみをもてるように、各段階をつなげるかが重要ではないか。

○ 子どもたちが小さい頃から運動に親しみを持つためには、各取組の中に子どもと保護者が触れ合いながら運動をする機会を設ける必要があると思われる。

○ 体育の授業だけではなく、休み時間などを活用して子どもたちが気軽に運動に親しめる機会を各学校で工夫することが必要ではないか。

○ 課外授業の一環として、外部施設における専門的な体育の指導を子どもたちが受けることにより、子どもたちの運動に対する意識が変わり、生涯を通して運動に親しむきっかけになるのではないか。

○ 生徒数が減少し、活動する部活動が少なくなっている状況の中で、他校と合同して部活動を行う取組を今後も続けてほしい。

○ 体力テストの結果から、各学校の子どもたちの体力の長所・短所を分析し、短所を伸ばすような体育の授業の展開を行ってほしい。